

高知県公報

発行

高知県

高知市丸ノ内一丁目2番20号

発行日

毎週2回

(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施設機関の指定（福祉指導課）	1
○保安林の解除予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	1
公 告	
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置（港湾・海岸課）	1

告 示

高知県告示第644号

施設機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

令和6年10月29日

高知県知事 濱田 省司

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
時久 恵吾	訪問マッサージ和花	長岡郡本山町本山472	令和6年4月30日

高知県告示第645号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年10月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡馬路村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第646号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年10月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡馬路村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第647号**
- 国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年10月2日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
- 令和6年10月29日
- 高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測深（レベル1000））
- 2 作業期間
令和6年10月2日から令和7年3月7日まで
- 3 作業地域
物部川河口から南国地区、香南地区

高知県告示第648号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年10月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年10月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年10月15日から同年12月31日まで
- 3 作業地域
香南市香我美町山北

高知県告示第649号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年10月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年10月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和6年9月26日から同年12月27日まで
- 3 作業地域
吾川郡いの町地内

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和6年10月29日

高知港港湾管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
（1） 高知市南宝永町地先
FRP船1隻（オーバーラップ、282－13798）
（2） 高知市御畳瀬地先
木造船1隻（宝生丸、K03－10914）
（3） 高知市御畳瀬地先
木造船1隻（宝生丸、K03－19221）
- 2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に高知港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。
- 3 港湾管理者の措置
高知港港湾管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を撤去させ、港湾法第56条の4第3項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第8項の規定により、当該所有者に当該工作物等の撤去及び保管に要した費用を請求するものとする。